

# 駅通情報

第69号

## 「片倉家北海道移住顛末」から（二） — 観別郡の駅通制をみる —

### ○付記

片倉家移住時の一般社会の状況は、移住以後百三十年を経た今日、現代のわれわれにとつて余りにも環境が遠いすぎて理解し難い点が多いので、本論を取上げる前に當時を知る一・二例を挙げる。

〔一〕 観別郡が、片倉小十郎に下附された明治二年九月時の近隣支配者の名を挙げると、次のとおり。

市原郡 石川源太

有珠郡 伊達藤五郎

虻田郡 大泉善

白老郡 一関謙

白老郡

### 〔解説〕

1. 明治二（一八六九）年五月、片倉家は網走郡觀別郡の支配を受けられた。

2. またさらには翌三年五月には、石川源太の支配地である室蘭郡の一帯を引揚げてこれを片倉家に贈与された。

3. また、駅通制度施行上注視を要するのは、これまで室蘭会所（現・室蘭市崎守町所在）所轄の駒馬のうち三分の一（後述する）を觀別郡へ所轄替えをして、觀別郡の駅通駒馬とする。

4. なお、文中「土人入剥削をもつて公所元祖立勢を命ずる」とあるのは、今回配属替えとした地域の回住者（アイヌ人）を対象に、人別削をもつて、助郷

れずに耕立てる」と、官員、その他の通行人にに対する人馬遣し方については、定期どおり荷物を受取り、規定とおり嚴しく取り計らうこと。

12.

名主又は五人組に届け出ること。怪しき者は、一夜でも止宿させぬこと。持ち物については、抑え置いて訴え出ること。また、旅人の忘れ物についても、追いかけて交付し、追つけぬときは役所にその旨届け出ること。

22. 街道や橋は当然のこと、駅往還についても道路普請に心かけ、人馬の通行に面倒しないよう努めること。

往還の道標、村境の標識などの文字が見えにくくなつたものは、立て替えること。

以上の条目は現代人にとっても参考になる点が多いので各項の解説を行いたいが余りにも長文になるので省略する。

本論に入つて、「移住でん末」の解説を続けることにしたい。

## 駅 通 情 報

第4号

制を適用して通行人足として出勤させ、官舗通行の勤務に当たらせること。

〔筆者注〕ここで、住民のうち、助賄制対象者をアイスのみに適用して、これを窮屈人足として出勤させることとしているのは不合理であるが、止むを得ない措置であつたのか懸念される。和人は入植ばかりで生活に余裕がなかつたので、一時廃除したのかも知れない。

またチリベフ登体所（東蘭会所所属）については、從来どおり旅人通行に対する休憩、休息に使用し、官舗通行に過濫のないよう配慮すること」というのである。

## ○ 梶別郡移住後の推移

太政官から梶別郡支配を受命した一行は、明治二年十一月十九日、支配地である梶別郡に到着した。「移住てん末」によると一行は、齊藤理左門以下二十余名であった。その後明治三年七月二十一戸（六十七人）

同 四年二月四十五戸（百七人）

計 六十六戸（二百余名）

が移住したとある。このときの状況は、「てん末」に次のように記載されている。

「古来通行屋ト晴フル木造軒葺ノ一家屋ト東海林家蔵ナルモノ、音ム獨立小屋壹棟アルノミ、国道ト館モ海岸三沿アテ屈曲セル一徑ナリ、片倉氏ノ一行ハ通行屋ノ一隅ニ假寓シ更ニ家蔵カ小屋ニ草附ヒノ建物増ラナシ之ヲ一面ニ分子一面ヲ假開拓所トナシ一面ヲ築造所トナス而シテ事ヲ開拓使ニ具申ス……」

## 〔解説〕

ます、一行の梶別郡への移住当時の状況である。一行が、親別郡に到着した當時、親別には通行屋（旅人を宿泊させたり、休憩させる等、駅逓に準する施設）が一軒あり、東海林家蔵なる者が取扱人をしていた。通行屋の建物は、木造軒葺の獨立小屋である。また道路は、国道というものの海岸に沿

つて通ずる屈曲した小径であるという。恐らく、東蘭会所（現・有蘭市崎守町所在）から親別通行屋を経由して白毛道所へ通する道路沿いにあつたのである。その通行屋に接続して假小屋二棟を建てたほか、通行屋の一部を開拓りして整備し受入れ体制を整え移住作業を開始したようである。これをもつて以後の入植作業に着手する体制も整つたのである。

## ○ 駅馬を含む備馬の飼育状況

馬尻は、入植者にとって最大の機動力であるが、また一方、官舗等通行の場合、離立田の駅馬として供出するための義務を負つていたものである。

さらに「移住てん末」の牧畜の項に、次の記載がある。

「明治三年十月、鷲別村字ベシボッケノ地ヲ以テ馬匹放牧場ヲ開キ駅馬所掌焉馬（馬匹總數四百頭アリ）ヲ除クノ外人民ノ私有馬ア牧する契トス、南ハベシボッケ大谷地ト外浜トヲ絶切り堅平ナル馬場ヲ建テ里道ニ柵門ヲ設ケ兼ニ之ヲ閉鎖シ看守番屋ヲ建テ交番看守シ（日中警人夜申先人）馬ノ逸脱ヲ防キ人ノ往来ニ依テ閉鎖シ北ハ親別界至蘭会界字ウクスハウスニ同様ノ馬場ヲ建テ柵門ハ往来者之ヲ開閉ス、是シ放馬逸脱ノ恐ナキト其地方ニ開墾地ナキア以テナリ。此馬場長延四百八拾八間（人費八円六拾錢）看守番屋六坪一軒（人費九円）看守者ニ弁当料ヲ給ス（一人一日十二錢）須田喜子左エ門ヲ取締トナシ権利威信ヲ駕馬係トナス、片倉氏支配所取締ニ隣シ閉拓使ニ請アテ許可ヲ得其假五年五月迄保拂ス。」

右に續いて○「移住者請ニ依リ」として、次の記載がある。

「駅馬常備馬八拾頭ヲ選抜スルノ外ハ移住者請ニヨリ貸与シ其社社ヲ飼育シテ出産馬アル内ハ預り人ニ交付シ之レニ役所ノ印ヲ捺シ公私ヲ区別シ監視牧場ニ放シム（以下略）。」

（以下次号）

## 北海道における宿駅（駅通）の

### 開設と現地責任者の任務（三）

—宿駅の発祥から駅通制の廃止されるまで—

前号では、北海道に宿駅制が導入され、それが定着するまでの推移を書いた。これは、和人地においては、本州諸藩の宿駅制と類似の制度であるのに對し、蝦夷地は場所請負人の請負条件の一つとして課された駅制という北海道独自の制度である。

また、前号では、紙面の關係で「蝦夷地における建立業務の整備」の項が中断していたので、本号では以後続行することにしたい。

### 2. 蝦夷地における建立業務の整備 の統括

幕府は、文化丸（一八二二）年東蝦夷地の直轄制を廃止し、旧に戻して駅役制を取り入れ、そのきい入れによつて場所の請負制を取り入れ、その年の九月七日、薩摩はその人札方法と、条件を一般に公示して公募したが、東蝦夷地に屬するここアフタ羅所でもこれを受けて、和田屋茂兵衛が場所を落札して、文化十一（一八二三）年から七年間、場所を經營することとなつた。

このときの請負条件は、次のとおりである。

「一、蝦夷土人抱育、即ち日用品の供給の事。

二、毎年二季（六月、十二月）運上金を納むる外、十二月

中、其運上金の三分にあたる積立金を為す事。

三、運上屋及び荷物庫修復又は再築の事。

四、官吏通行、又は警備兵卒等通行料金請負の事。

五、公文運送、人馬雇立の事、

六、難破船救助の事、

七、外國船見受次第急報の事。

八、御用木牛々仕入業を以て積替の事。  
 九、松明三百本、雜三百足牛々断根修理の事。  
 十、幕車百本（長九尺七寸）同上の事。  
 十一、駕駒、駕橋等次第上納又は輕物一頭虎、鹿羽、熊胆、熊皮、絹帛、水杓、鐵劍等は、買入直段を以て買上に応する事。

（虹田町史）

右は、場所請負人が請負いのきの条件として負担するものであるが、左ノ条件が直接、間接に宿駅制にかかわりがある。直接の間わりのある項としては「四、五」に示されているように、当然のことながら「旅宿、御用状の廻り、人馬の廻立」は、請負条件の一つとして義務付けられている。さらには、廻立てに関連する事項として、外國船を見受けた場合には急報する旨の一項がある。

また、これら場所經營に要する経費については「経費ハ請負人ノ支替トス」であり、人足の雇用・馬匹の調達等の費用は、すべて請負人の率領において賄うべきものであった。

### 3. 「駅」の運営と駅人から見た日高路の駅制

松浦武四郎著「東蝦夷日誌」によると、安政四（一八五七）年次における東蝦夷地の日高地方における請負場所内交通施設の状況は次のとおりとなつてゐる。

同誌に記述されている全部を擧げるわけにいかぬので、そのうちから日高路の代表的四ヶ所を抽出して挙げる。

| 通行施設<br>の所在地            | 交 通 施 設                        | 戸 口 等  | 地 域 の<br>状 況 |
|-------------------------|--------------------------------|--|--------------|
| ニイカツブ<br>(シビチ<br>キャリブト) | 合所、通行屋、馬屋<br>小舎所<br>ウチナイ登休所、番屋 | 土人九一軒<br>(三八一八)<br>勤務所<br>守護一軒<br>シブナイぐの<br>廻立は二〇<br>でなす |              |

## アフタ(虻田)場所一日高路(4場所)略図



右は、東郷夷日誌に記述されている日高地方の請負人が運営する請負場所に所在する通行施設を挙げたものである。各場所とも必要施設は完備されている様子であるが、地域性から若干の違いは認められる。

|      |                     |                  |     |
|------|---------------------|------------------|-----|
| シラカブ | 会所、馬屋<br>(通行屋の配置なし) | 大人二七七軒<br>(六四二人) | 勤番所 |
| 通河   | 通行屋、馬屋、会所           | 大人四九軒<br>(一一〇人)  | 勤番所 |
| 勇留   | 通行屋、馬屋、会所           | 大人八八軒<br>(四四二人)  | 勤番所 |

## (1)

○新勝町場所  
一、会所　壹ヶ所

一、上座敷役員　次郎大間  
番人部屋　台所板敷　其外土間也。

一、会所より鋪出し　壹ヶ所　梁間四間檻行五間  
上座敷役員　次郎大間土縁有。

一、支配人寮人　番人六人

一、旅宿　壹ヶ所　梁間三間  
壹ヶ所　七間三間半

一、同　壹ヶ所　梁間三間  
壹ヶ所　梁間三間

一、会所附　渡船三艘　魚網大艘　羅馬數四拾疋

一、休所　壹ヶ所　同所に有。

一、右アフベツ出張地裏夷人に番人寮人差添。二月中旬より離越八月中旬引私。

一、船内移家数七拾壹軒　總人數三三九人

辰年　ニイカップ会所

## ○解説

まず「ニイカップ場所」の交通施設である。日高地方は、稚内から東海岸道を南進し、北海道の東端に所在する根室への途中、「日高路」の入口に当たる地域である。この地方は、本道としては気候温暖でアイヌ人も比較的多く居住し、集落(コタン)を形成して生活している地域である。

「村露敷」によると、文化年間にみると場所經營も順調で交通施設も整備が行き届き因漁に經營されている様子が

次に、松浦武四郎が通行した年代より五十数年遡つて文化年代における右地域と同じ場所における交通施設の配置状況を擧げて対比してみることにしたい。これは東郷夷日誌を幕府が直轄經營するに当たって調査したさうの「村露敷並びに大機器」によったものである。

## 駅 通 情 報

うかがえる。

また、内地への旅行者も多く、当会所では馬を四十頭も飼育されていて、健立て用ばかりでなく、漁場の収穫物運送も不自由のない様子である。

## (2) シクナイ場所

「東政十一末年御用地に相成候」

「会所 岩ヶ所 機行拾武間 離間四間  
内上座敷六間 次七間 桶屋<sup>1</sup> 支配人番人御原台所板敷

其外土間也。」

右享和十二戊午御普請出来。支配人番人番人八人  
会所附 渔船二艘 渔船客船

出張番屋三か所

内巻ヶ所 三間に武間

会所より十七町東アトシマに有。  
同 同断

巻ヶ所 三十三町西チノヨに有。

右武ヶ所毎年四月之日より漁業専人に差添番人番人

ツ、網越、八月末引札。番休所 武ヶ所 桶間に三間 七間に武間

馬屋 岩ヶ所 八間に四間

物馬数 三十疋

船夷物家数百式拾三軒、旅人数五百五拾四人

## ○解説

当会所は、享和十二年の建設となつてゐるが、享和年

代は三年までよりないので記録の間違いである。享和年

「成年」とあることからみて、享和二(一八〇〇)年であるのか知れない。それにしても当会所所屬の旅宿所が見当たらぬのはなぜか。あるいは会所の一部を開拓切りして旅宿用に当てているのかも知れない。それにしては、こ

の使用区分をみると、旅宿用部屋と認められるものは、「上庄敷二間」と「次の間二間」と、それに台所程度があるのみで、旅宿に使用できる施設は見当たらない。廻遊所の「新冠府」には、三棟の延八十坪半もの独立した旅宿所があるのに比較して、その差が大き過ぎるのはなぜか。

考えられることは、出張番屋が三か所にあるが、このうち西ウセナイには、人馬雜室所があつて、番人二人を常駐させている。またここには登体所が二か所あり、しかも三十坪、十四坪の計延四十坪にもなる施設があるので、單に登体みのための施設とは思われず、恐らく宿泊施設もあるものと認められる。しかも、会所から一里三十町より離れていないことからみて、宿泊施設は会所元にではなく、西ウセナイに置いているのかも知れない。

しかしそれにしても、当時の施設状況が明確でないため、会所の所在地以外の場所に旅宿関係機関を設けた理由が明らかでない。全道的に見ても珍しい方法をとつてゐる場所である。旅人通行上、西ウセナイが適地であるという以外、その理由は明らかでない。

(以下次号)

## 明治政府へ引継がれた宿駅の沿革(七)

— 松前街道二十一か宿 —

○松前街道は、それほど長距離の街道ではないのに、街道二十一か宿中、これまで記述したのは、ようやく約半数の十一か宿に過ぎない。それだけ取上げるだけの価値のある特殊事情が多數あるからであろう。

## 駅通情報

十一、本古内……きのれきの軌跡

## 五、他の資料による記録

## 4、駅通収穫人と船料

- (1) 安政元年以降、本宿名主金井齊吉駅通収穫人を兼務し、一か年給米二石八斗民費を以て支給す。
- (2) 明治九年十月村雨保平野源七をして兼務せしめ、月給金二円民費を以て支給す。
- (3) 明治十二年四月、山本門田衛人馬驥立所を設立せんことを請う。同年十月三十一日許可すると雖も、其後貢賄する能はず之を認む。

## 5、駅馬と人馬貢賄

- (1) 従来より村民所有の馬を以て駅馬通仕す。
- (2) 人馬貢賄は兩駅馬と同じであるので省略する。但し、馬一頭金十錢四厘とす。

## 六、解説

- 1、以上は、「駅路沿革志」から抜さいしたものであるが、特に解説を要する事項はない。
- 2、人馬貢賄は兩駅馬と同じであるので省略する。但し、なお、兩駅馬收穫人は、他の兩駅では、村役人が兼務している旨をもつて宿駅の收穫人としての相撲は無給としている向きがほとんどであるが、本宿では、給金に替えて、一年・米二石八斗を給している。なお、この給米は、民費（村の公費）をもつて支出している。
- 3、人馬貢賄については、平路は、他の兩駅と同様に設定しているが、駅路は、平路の三割増の人足七錢八厘、馬は十錢四厘に設定している。

## 七、専門用語等の解説

- 1、人馬驥立所：函館支店では、明治十二年十月、旧來の駅通制度を改革するに當たって、從來の

宿駅（駅通）を廃止し、これに代つて必要なに応じ、地元から個人私人の經營する人足・馬駒を提供する運送業を許可した。しかし、經營不振により、ほとんどは廃用間で廢棄した。

2、松前街道……沿路を始点として、上磯を経由津輕海峡（福島街道）

ともいう

沿いに松前（福島）までの街道をいう。さらに、小砂子山道を経由して江差方面の西海岸道へと続く。

3、人馬貢賄……宿駅に所属して旅人に人足・駅馬を提供する者の料金

## ○ 資料寄贈お礼

一 大崎情報 東京都 大崎 博氏

一 道標 札幌市 亀岡 武氏

一 ダブルス人生

東京都 大崎 博氏  
札幌市 亀岡 武氏  
虹田郡 宇川 勝也 氏

発行年月日 平成二十一年九月五日

頃 布 無料  
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目三一

史学研究会 主宰 宇川 隆雄

T E L ○ 一一五七一—三六〇一書  
ホーリー

<https://rashi.hn.infoseek.co.jp/>